

平成25年 8月27日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	西土第24号・白根1-440号線道路改良工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>施工第 0-0071 号内訳表は協会歩掛となっておりますが、表内にある振動ローラ（SK0804020）とタンパ及びランマ（SK0806001）については協会歩掛りとなっていない為、建設機械損料表より運転1日当り単価を算出する事になると思われます。</p> <p>（協会歩掛りであれば1日当り締固め量は、振動ローラ：120m³、タンパ及びランマ：37m³となります）</p> <p>建設機械損料表より算出した場合</p> <p>① 振動ローラの内訳について、数量の指定事項は無いので、供用日数は1.4 供用日、油の数量は12 リットル、運転労務数量 1.0 人となりますが、協会歩掛りを元に供用日数 1.6 日、油の数量 14 リットルとなっていないでしょうか。又、積算基準では賃料で計上すると思われますが、排出ガス対策型と明記されているので、賃料より金額の高い損料で計上されているのでしょうか。</p> <p>② タンパ及びランマの内訳についても同様に、供用日数は 1.38 供用日、油の数量 4.5 リットル、運転労務数量 1.0 人になるところ、1.61 供用日、油の数量 5 リットルとなっていないでしょうか。</p> <p>以上について、確認をお願い致します。</p>	
回 答	
運転経費については、運転労務数量、燃料消費量を積算基準[5 建設機械損料表]に基づき算出しております。	